

## 6 福祉サービスの質の向上のための取組みについて

### (1) 福祉サービス第三者評価推進事業

福祉サービス第三者評価推進事業については、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、全国レベル及び都道府県レベルにおける推進体制を整備し、同事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月7日に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下「指針」という。）をお示ししているところである。各都道府県においては、同指針により管内における第三者評価事業の普及・定着に取り組むよう引き続きお願いしたい。

#### ア 全国の推進組織について

全国社会福祉協議会が、学識経験者等で構成される「評価基準等委員会」、並びに都道府県推進組織を構成員とする「評価事業普及協議会」を設置し、福祉サービスの第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行うとともに、全国各地における評価調査者の養成に資するため、評価調査者指導者養成研修を実施しているところである。

#### イ 都道府県推進組織の設置について

都道府県推進組織の設置状況については、平成18年11月2日現在、都道府県推進組織を設置している自治体は46都道府県（参考資料24）であり、平成18年度中には全ての都道府県において設置できるようすみやかな取り組み方よろしく願います。

都道府県推進組織においては、福祉サービスの質の向上を図る観点から、評価基準の策定、第三者評価機関の認証、評価調査者の養成、事業者への受審勧奨等、引き続き第三者評価事業の普及・定着に努められるようお願いする。

#### ウ 平成19年度予算（案）について

第三者評価事業に係る地方自治体向け事業については、平成18年度については、都道府県推進組織が未設置の県が多数見受けられたため引き続き国庫補助を行ってきたところであるが、ほぼ全ての都道府県において推進組織が設置されたことに伴い、地方自治体向けの補助金（セーフティーネット支援対策等事業費補

助金に計上)については廃止する。

#### エ WAM NET福祉サービス第三者評価情報システムについて

福祉医療機構の「WAM NET」において、福祉サービス第三者評価事業の情報公開を行う環境整備を行っているところであり、昨年8月より第1段階として「評価機関情報の登録機能」及び「評価機関情報の公開機能」について運用を開始しており、都道府県推進組織が評価結果を登録することや、WAM NET閲覧者が、施設の名称、所在地、種類等で評価結果を検索することが可能である。

各都道府県においては、都道府県推進組織を設置次第、第三者評価情報システムに登録し、管内における第三者評価事業の普及・定着のために第三者評価情報システムを積極的に活用するようお願いする。

### (2) 苦情解決事業

#### ア 事業者段階における取り組みについて

苦情解決事業については、利用者保護の観点から仕組みを構築しているところであるが、「事業者段階における苦情解決の取組状況」(参考資料25)を見ると、例えば苦情受付窓口の設置率は全体で78.2%、そのうち私営施設86.5%、公営施設56.5%となっており、苦情解決体制が特に公営施設において十分に整っていない状況にある。

については、管内市町村及び社会福祉施設に対し、制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

#### イ 運営適正化委員会における苦情解決の取り組みについて

運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、特に事務局長その他の事務職員の専従化、苦情解決合議体の最低2ヶ月に1回の開催、第三者委員向け研修会の積極的な実施について都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

また、「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」(平成12年6月7日社援第1354号厚生省社会・援護局長通知)の別紙実施要綱第4の8においてもお示ししているとおおり、標準的な処理期間を公表し、

すみやかな処理に努めるようお願いしたい。

## 7 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について

### (1) 単位掛金額の見直し

平成18年改正での公的助成の見直しにおいて、平成18年4月1日以降の介護関連施設の新規採用職員については公的助成を廃止したことに伴い、これらの施設については新規加入職員を制度に加入させないことができることとしたところである。その結果、介護関連施設の約6割が継続加入することとなった。

当該制度における単位掛金額は、「退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」こととされており、上記介護関連施設の継続加入が約6割であったことから、支え手である現役加入者数が当面抑制されることが見込まれるため、単位掛金額の見直しを行うこととなった。

平成19年度の単位掛金額（案）は以下のとおりであり、年度末に告示を予定している。

	(旧)		(新)
単位掛金額（案）	<u>42,300円</u>	→	<u>44,700円</u>

#### 社会福祉施設職員等退職手当共済法（抄）

第15条 共済契約者は、毎事業年度、機構に掛金を納付しなければならない。

2 掛金は、退職手当金の支給に要する費用に充てられるべきものとし、その額は次に掲げる掛金ごとに、それぞれ政令で定める。

- 一 社会福祉施設等職員（被共済職員である者に限る。）に係る掛金
- 二 特定介護保険施設等職員（被共済職員である者に限る。）に係る掛金
- 三 申出施設等職員に係る掛金

3 前項に規定する掛金の額は、退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

## (2) 関連予算

### ア 平成18年度流用後における給付予定額

平成18年度において、給付人員が当初計画と比べ増加し、給付総額の不足が見込まれることとなったため、国庫補助分の不足について、予算の流用により対応することとしたものである。(流用承認日 平成19年2月5日)

① 給付予定人員	69,473人	→	73,778人
② 給付総額	823.7億円	→	880.5億円

### イ 平成19年度予算(案)における給付予定額

- ① 給付予定人員 78,943人
- ② 給付総額 907.2億円
- ③ 単位金額について

都道府県補助金の算定基礎となる平成19年度単位金額については、平成18年度給付総額に対する国庫補助金の不足分が上乗せされるため、留意されたい。

なお、平成19年度単位金額については、平成19年度予算が成立次第お知らせすることとしている。

## (3) 都道府県補助金

平成18年度において、退職手当金の支給に遅れが生じているところである。遅延の主な要因としては、社会福祉施設等に従事する職員の退職が当初見込みと比べ増加したことにあるが、補助金の交付が遅い府県があることも一因となっている。については「平成18年度における社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条の規定に基づく都道府県補助金について」(平成18年12月26日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)にて連絡しているとおおり、本制度の円滑な実施のため、平成18年度分に係る補助金未交付の府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成19年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

#### (4) 都道府県単位の退職共済制度について

昨年4月に施行された改正保険業法においては、契約の相手方が特定か不特定か営利か非営利かといったことにかかわらず、保険の引受けを行う者については、その保険契約者等を保護し、健全な運営を確保するため、最低資本金、募集規則、検査・監督などの規制の対象とすることとされている。

社会福祉施設職員向けの共済事業については、国の制度とは別に各都道府県の社会福祉法人又は公益法人が任意に実施しているものがあるが、改正保険業法による規制の対象となることから、各共済事業を行う団体が適切に手続きを進められるよう、指導方よろしくお願ひしたい。

なお、各団体の共済事業の内容が多種にわたることから、保険業法適用の有無等について、各団体から所管の財務局に相談するよう、併せて指導方よろしくお願ひしたい。

## 8 社会福祉施設の整備について

### (1) 平成19年度の社会福祉施設等の整備(社会福祉施設等施設整備費補助金)

#### ア 平成19年度予算(案)

平成19年度予算(案)における社会福祉施設等施設整備費については、障害者関連施設や保護施設等のうち、三位一体改革により委譲された公立施設分を除く社会福祉施設等の整備に必要な予算額を計上したところである。

平成18年度予算額 94億円 → 平成19年度予算額(案) 90億円

#### イ 国庫補助基準単価の改定

厚生労働省においては、「厚生労働省施設整備事業(非公共)コスト構造改革プログラム」を策定し、非公共の直轄整備事業や所管の公団等が行う施設整備事業について「公共事業コスト構造改革プログラム」に準じてコストの縮減に取り組むとともに、所管補助事業等においても同様に取り組むこととしたところである。

これに基づき、社会福祉施設等の整備に係る国庫補助基準単価については、従来より「公共事業コスト構造改革プログラム」や建築単価の動向等を総合的に勘案して決定される公立文教施設の建築単価並びとしており、平成19年度においては1.7%減の改定を行うこととしているのでご了知願いたい。

#### (参考)

##### 《公共事業コスト構造改革プログラムの概要》

#### 1 考え方

公共工事の全てのプロセスをコストの観点から見直すものであり、広く国、地方公共団体等が行う公共事業全体を念頭に置いて策定するものであり、平成15年度から平成19年度までの5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成することを目標。

#### 2 地方公共団体への協力要請

地方公共団体の積極的な取組みが不可欠と考えられることから、政府は、各地方公共団体に対し、政府プログラムを参考に積極的に公共事業コスト構造改革に取り組むよう要請。

### 3 具体的施策

#### (1) 事業の迅速化

- ①合議形成・協議・手続きの改善
  - ・各事業の構想段階からの住民等の合意形成及び各種手続きの迅速化・簡素化
- ②事業の重点化・集中化
  - ・事業の重点化・集中化による社会資本の効率的整備の推進
- ③用地・補償の円滑化
  - ・公共用地の適正かつ円滑な取得のため、地積調査の促進、土地収用法の積極的活用等

#### (2) 計画・設計から管理までの各段階における最適化

- ①計画・設計の見直し
  - ・計画、設計に関する規格等の見直し、設計基準の弾力的な運用及び地域の実情にあった規格など現行の計画・設計の大胆な見直し
- ②汎用品の積極的使用
  - ・資機材、部品等の汎用品の使用を推進
- ③新技術の活用
  - ・高品質、低コストを実現する新技術の開発と活用
- ④資源循環の促進
  - ・循環型社会の構築と地球温暖化防止等に向けて、資源の循環利用による効率的整備を推進するため、現場発生材の再資源化、間伐材の積極的な活用
- ⑤管理の見直し
  - ・低コストの維持管理を実現するため、地域住民等の参画の促進、IT等の新技術の活用等ハード、ソフト面からの管理の最適化

#### (3) 調達最適化

- ①入札・契約の見直し
  - ・企業の技術力を適正に評価し、技術提案を重視する調達方式の導入  
また、電子調達の推進、PFI等民間資金・能力を活用する社会資本整備  
・管理手法を導入し、推進する
- ②単価等の積算の見直し
  - ・積算業務の省力化の推進を図り、新たな入札契約方式への対応等を図ることを目的とし、現行の積算手法等を見直す

### 4 その他

「公共工事コスト構造改革プログラム」は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）に位置づけられているところ

### ウ 平成19年度整備方針

社会福祉施設等施設整備費補助金の予算額は、厳しい財政状況を反映して、平成18年度に比べ4億円の減額となっているところである。

このため、限られた財源を効率的かつ有効に活用する見地から、新規事業の協議に当たっては、原則として単年度事業であるものに限定するとともに、整備計画及び事業内容等を十分精査した上で、真に必要な施設の整備に厳選されたい。

平成19年度の整備方針は以下のとおりであるが、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障害890号、社援第261号、老発第794号、児発第908号）等を踏まえ、協議対象施設の選定及び法人審査についても万全を期されたい。

#### 《平成19年度整備方針》

- 1 障害者関連施設に関する補助協議の基本方針については、別途詳細をお示したところであるが、障害者自立支援法による制度改正を踏まえた整備内容になっているか等、十分に各都道府県市において精査した上で、真に必要な整備について協議を受けることとしている。
- 2 施設入所者等の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を重視した老朽施設の改築、大規模修繕等の整備を推進する。
- 3 地すべり防止危険カ所等危険区域に所在する施設の移転改築の整備を推進する。
- 4 以上のほか、原則として次のものを優先的に整備する。
  - ① 施設利用者に対するサービス提供にとどまらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。
  - ② 土地の有効活用等を図るもの。  
特に都市部における用地取得の困難性から施設の高層化を図るなど社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るものや、文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うもの。
  - ③ 過疎、山村、離島等において適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
  - ④ アスベストの除去等の整備を図るもの。
  - ⑤ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を図るもの。

## (2) 社会福祉施設の木材利用の推進

社会福祉施設における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用し

た施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知願いたい。

### (3) 社会福祉施設整備業務の再点検

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付けで「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出したところである。

各都道府縣市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。